

## 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度

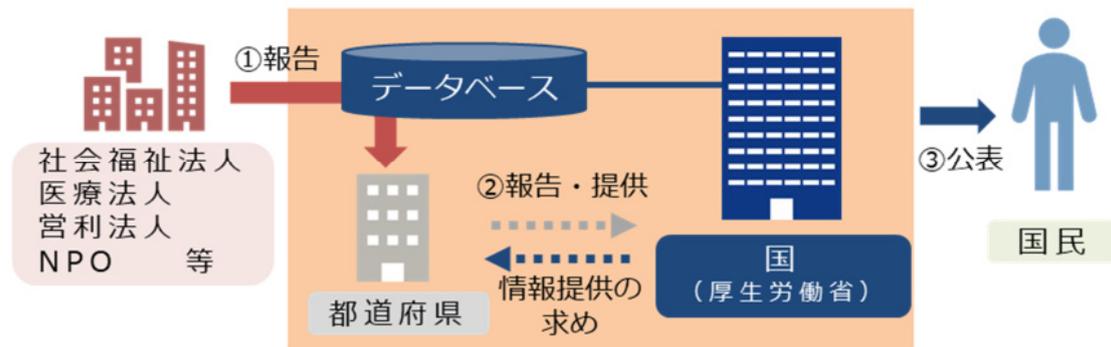
介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度における報告については、介護サービス事業者経営情報データベースシステムを用いて行います。

### 制度の概要

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があります。

このため、介護サービス事業者経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を、**令和6年(2024年)4月より創設**。

### <データベースの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>より

### 令和6年度の報告はいつからか?

令和7年1月以降

令和6年度内に実施されるべき報告(令和6年3月31日から同年12月までに会計年度が終了する報告)の報告開始。

令和6年度の報告期限はいつまでか？

令和7年3月31日まで

令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月までに会計年度が終了する報告）の報告期限。※会計年度の終了後3月以内

令和7年度以降はどうなるか？

令和7年度以降は、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3か月以内に行うものとする。

どのように報告するか？

国が新しく作る「介護事業財務情報データベースシステム（仮称）」で報告する。ログインに際しては、GビズIDアカウントが必要となる。

対象事業所

介護サービス経営情報の報告は、以下に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について報告を行うこととする。（過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のものは対象外。）

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護
- ③ 訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、通所リハビリテーション
- ⑥ 短期入所生活介護
- ⑦ 短期入所療養介護（則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- ⑨ 福祉用具貸与
- ⑩ 特定福祉用具販売
- ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑫ 夜間対応型訪問介護
- ⑬ 地域密着型通所介護
- ⑭ 認知症対応型通所介護
- ⑮ 小規模多機能型居宅介護
- ⑯ 認知症対応型共同生活介護
- ⑰ 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- ⑱ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑲ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

- ⑳ 居宅介護支援
- ㉑ 介護福祉施設サービス
- ㉒ 介護保健施設サービス
- ㉓ 介護医療院サービス
- ㉔ 介護予防訪問入浴介護
- ㉕ 介護予防訪問看護
- ㉖ 介護予防訪問リハビリテーション
- ㉗ 介護予防通所リハビリテーション
- ㉘ 介護予防短期入所生活介護
- ㉙ 介護予防短期入所療養介護（則第 22 条の 14 第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
- ㉚ 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- ㉛ 介護予防福祉用具貸与
- ㉜ 特定介護予防福祉用具販売
- ㉝ 介護予防認知症対応型通所介護
- ㉞ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ㉟ 介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 報告内容

1. 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
2. 事業所又は施設の収益及び費用の内容
3. 事業所又は施設の職員の職種別人数その他の人員に関する事項
4. その他必要な事項

詳しくは、令和6年8月2日付け「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」をご覧ください。

国ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

長崎県介護保険事業所等向けメール配信へのご登録をお願いします。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/kaigo-mail/>